

大阪府立成人病センターと大阪薬科大学との学術交流に関する協定書

(目的)

第1条 大阪府立成人病センター(以下「甲」という。)と大阪薬科大学(以下「乙」という。)は、教育・研究及び医療等の全般における交流・連携を推進することを通じ、相互の教育・研究や医療技術等の一層の進展と地域及び国際社会の発展に寄与することを目的として、次のとおり学術交流に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に連携する。

- (1) 教育・研究及び医療に関する相互支援に関すること
- (2) 大学院学生・学部学生の派遣・受入れに関すること
- (3) 職員の相互交流に関すること
- (4) 社会貢献活動に関すること
- (5) 学術会議の共同開催に関すること
- (6) 薬剤師のキャリアアップのための教育に関すること
- (7) ボランティアの派遣・受入れに関すること
- (8) その他、甲及び乙が協議し同意した事項に関すること

(連絡調整窓口の設置)

第3条 前条に掲げる連携を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡調整窓口を設置する。

(経費)

第4条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、事前に甲乙が協議するものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から5年を経過した日以後最初の3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない場合には、同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(附則)

第6条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成25年1月15日

甲 大阪市東成区中道1丁目3番3号
地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター総長 堀 正一



乙 高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学学長 藤田 芳一

